

特集

所得税
の申告
住民税

2月16日～3月15日(土・日を除く)は
申告・相談受付期間

- 所得税の確定申告に関する問い合わせ 東金税務署 ☎(52)3121
- 住民税の申告に関する問い合わせ 市税務課市民税班 ☎(70)0321

※市で行う申告相談会場は、中央公民館1階講堂および農村環境改善センターいずみの里です



※この図は一例です。詳しくは問い合わせください。

あなたは所得税や住民税の申告をする必要があるでしょうか？

申告に必要なもの

- ①印かん
- ②給与・年金所得者は源泉徴収票(原本)
- ③事業(営業・農業)所得および不動産所得のある方は、作成済みの収支内訳書
- ④医療費控除を受ける方は、医療費などの領収書、保険金などで補てんされた場合はその金額の分かるもの
- ⑤国民健康保険・国民年金・介護保険・任意継続社会保険の支払いのある方は領収書 ※社会保険料のうち「国民年金等」は、日本年金機構や各年金基金発行の控除証明書の添付が必要となります
- ⑥生命保険料・地震保険料などがある方は保険料控除証明書
- ⑦寄附金控除のある方は証明書
- ⑧平成27年中に10年以上のローンでマイホームを取得し、住宅借入金等特別控除を受ける方は、購入者本人の住民票・登記事項証明書・売買契約書または請負契約書(写し)・金融機関の年末残高等証明書、計算明細書(税務署・市税務課にあります)など
- ⑨障害者控除を受ける場合は障害者手帳など
- ⑩金融機関の口座番号の分かるもの



▲申告会場は混み合うことがありますので余裕を持ってお越しください

所得税の申告が必要な方

- ①平成27年分の各種所得金額の合計が配偶者控除・扶養控除・基礎控除・その他の所得控除の合計額を超える次のような方
- ・ 商売をしている方(工商業・農業・自由業等の事業)

ら生ずる収入のある方)
・ 土地・建物などの賃貸料や権利金等の収入のある方
・ 土地や建物などを売った方
②給与収入がある次の方
・ 給与の収入金額が
2,000万円を超える方
・ 給与以外の所得が20万円を超える方
・ 給与を2カ所以上から受けている方

還付申告をする方

- ③平成27年の途中で退職した後、就職をせず、年末調整を受けなかった方

白色申告の方も収支内訳書の添付を

白色申告をする方の中で、事業所得(営業・農業)および不動産所得のある方は、平成27年分の確定申告書を提出するときに、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した「収支内訳書」を添付しなければなりません。申告する際は、事前に「収支内訳書」を作成してください。